

筑西市介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表

訪問型サービス(独自:訪問介護相当サービス)サービスコード表

サービスコード		サービス名称	算定項目	合成単位数	算定単位
種別	項目				
A2	1111	訪問型独自サービス11	訪問型サービス費(独自)(11)	1.176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12	訪問型サービス費(独自)(12)	2.349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13	訪問型サービス費(独自)(13)	3.727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	訪問型サービス費(独自)(21)	287	1回につき
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	163	1回につき
A2	C211	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算11日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算12	事業対象者・要支援1・2	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算12日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算13	要支援2(週2回を超える程度)	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算13日割	事業対象者・要支援1・2	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算21	事業対象者・要支援1・2	-3	1回につき
A2	C219	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算短時間	事業対象者・要支援1・2(20分未満)	-2	1回につき
A2	6001	訪問型独自サービス 同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	
A2	6003	訪問型独自サービス 同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス 同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算	
A2	8000	訪問型独自サービス 特別地域加算			1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス 特別地域加算 日割	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス 特別地域加算 回数			1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス 小規模事業所加算			1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス 小規模事業所加算 日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス 小規模事業所加算 回数			1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス 中山間地域等提供加算			1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス 中山間地域等提供加算 日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス 中山間地域等提供加算 回数			1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス 初回加算	初回加算	200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算 I	生活機能向上連携加算	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算 II		200単位加算	200
A2	6102	訪問型独自 口腔連携強化加算	口腔連携強化加算	50単位加算	50
A2	6269	訪問型独自サービス 処遇改善加算 I	介護職員処遇改善加算	所定単位数の137/1000加算	
A2	6270	訪問型独自サービス 処遇改善加算 II		所定単位数の100/1000加算	1月につき
A2	6271	訪問型独自サービス 処遇改善加算 III		所定単位数の55/1000加算	
A2	6278	訪問型独自サービス 特定処遇改善加算 I	介護職員等特定処遇改善加算	所定単位数の63/1000加算	
A2	6279	訪問型独自サービス 特定処遇改善加算 II		所定単位数の42/1000加算	1月につき
A2	6281	訪問型独自サービス ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000加算	1月につき

※介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算並びに介護職員等ベースアップ等支援加算は、令和6年5月31日まで算定可能です。